

「あまおう」ブランド力強化事業委託業務企画提案公募実施要領

福岡県では、「あまおう」のブランド力強化のため、以下の取り組みを実施することとし、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

※同事業は、令和7年6月の福岡県議会定例会で審査される令和7年度当初予算が成立した場合にのみ実施するものとし、予算不成立の場合には直ちに募集を停止する。なお、提案に際し提案事業者が負担した費用の一切について、募集停止の有無に関わらず県は負担しない。

1 事業の目的と位置付け

福岡県では、「あまおう」のブランド力強化に向け、国内富裕層を対象とした大規模なプロモーション企画を首都圏で複数展開する。

同業務においては「あまおう」のプレミアム感をPRするため、複数回の「あまおう」プロモーションイベントを開催するほか、複数の有名飲食店で「あまおう」フェアを開催し、「あまおう」のブランド力強化を実現し生産者の所得向上を図る。

2 事業の内容等

別途提示する業務委託仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託費

53,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- （2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではない者
- （3）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 企画提案公募スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| （1）企画提案公募開始 | 令和7年6月23日（月） |
| （2）企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和7年6月30日（月）12時 |
| （3）企画提案公募に関する質問への回答 | 令和7年7月1日（火）予定 |
| （4）企画提案書の提出期限 | 令和7年7月11日（金）17時 |
| （5）一次審査の可否通知 | 令和7年7月15日（火）予定 |
| （6）最終審査 | 令和7年7月23日（水）予定 |
| （7）受託予定者の決定通知 | 令和7年7月25日（金）予定 |
| （8）委託契約締結 | 令和7年8月上中旬 予定 |

7 応募手続

(1) 企画提案公募に関する質問受付

ア 受付期間 令和7年6月23日(月)～令和7年6月30日(月)12時まで(必着)

イ 提出方法

(ア) 「質問書」(様式第3号)を用いて、電子メールにより提出すること。

(イ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fukushoku@pref.fukuoka.lg.jp(福岡県農林水産部福岡の食販売促進課)

(ウ) 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月1日(火)を目処に県ホームページで公開する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類の様式及び提出部数

(ア) 企画提案応募書(様式第1号) 1部

(イ) 企画提案書(任意様式。A4版横置き、片面印刷、クリップ留め) 10部

・企画提案書は別紙「企画提案書の構成」により作成すること。

・参考資料含め30ページ以内とすること。

(ウ) 業務行程表(作業スケジュール)(任意様式) 10部

(エ) 会社概要と過去2期分の決算書又は事業報告書(任意様式) 1部

・従業員人数の記載があるもの。

・収支状況が分かるもの。

(オ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し 1部

・個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控え写し(税務署の受付印が押印されているもの)、その他法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。

(カ) 役員名簿(様式第2号) 1部

イ 提出期限 令和7年7月11日(金)17時

ウ 提出方法 上記ア(ア)～(カ)全て、郵送または持参 ※電子ファイルでの提出は不可

エ 提出先 福岡県農林水産部福岡の食販売促進課

(〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁5階)

(3) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等は委託事業者の選定のみ使用する。

イ 選定された提案者の企画提案書に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び28条に規定する権利を含む)は、福岡県農林水産部福岡の食販売促進課に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

エ 選定された企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示する。

オ 企画提案書の作成に要した費用、その他公募参加に要した経費は、参加者の負担とする。

カ 提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

一次審査(書面審査)を通過した企画提案書について、外部委員を含む選定委員による最終審査(プレゼンテーション審査)を行い、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。

ア 一次審査(書面審査)

(ア) 実施日 令和7年7月14日(月) 予定

(イ) 実施方法 事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行う。

(ウ) 審査結果の通知方法

審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお審査結果に関する質問には応じない。

イ 最終審査(プレゼンテーション審査)

(ア) 実施日 令和7年7月23日(水) 予定

(イ) 実施方法 一次審査を通過した企画提案書を基にプレゼンテーション審査を行う。

※審査当日は、提案公募時と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。

※その他詳細については一次審査通過者に改めて連絡するものとする。

(ウ) 審査結果の通知方法

審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(エ) 選定結果の公表方法・内容

最終審査を通過したものは、事業者名のみ県ホームページに公表することとし、審査内容は公表しないものとする。

(2) 主な審査項目

ア 企画が具体的であるか。

イ 実現性の高い実施内容となっているか。

ウ 円滑な提案事業の実施に必要なノウハウがあるか。

エ 提案内容が十分な成果が得られるものとなっているか。

※審査については非公開とする。

9 契約について

選定された事業者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結する。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と打合せを行うものとする。

その際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

なお、契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還するものとする。

また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間に県もしくは他の地方公共団体と同種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合など、契約保証金が減免される場合がある。

(3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食など委託業務とは直接関係のないものに要する経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とする。

(4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては「誓約書」の提出を求めることとする。

また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、直ちに当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

10 事業報告

委託期間満了後は、速やかに業務報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、貸金台帳、金銭出納簿など収支を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

11 問い合わせ先

福岡県農林水産部 福岡の食販売促進課 販売促進第二係

担当者名：田中、高山

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL：092-643-3514 FAX：092-643-3531

企画提案書の構成

企画提案書は、次の第1から第3までの項目を必ず含むものとする。

第1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「正・副担当者名（所属、職）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）」

第2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

第3 本文

※全体を通じ、本業務実施に際し提案者が持つ強み、独自の創意工夫ポイントが分かるよう記載すること

1 「あまおう」プレミアムレセプションの開催

- ・開催会場の候補と選定理由、加えて、当該会場で開催した場合の参加可能人数の目安を記載すること
- ・会場で開催する「あまおう」魅力発信企画に登壇する有名料理人の候補を全て記載し、合わせて、当該料理人が登壇にふさわしい理由を記載すること
- ・加えて、登壇する有名料理人の登壇人数の見通しについても記載すること
- ・会場に招へいするマスメディア（在京テレビ局、料理情報誌）の候補を記載すること
- ・会場に招へいするインフルエンサーの候補の中から3名程度を例として記載し、当レセプションの情報発信源にふさわしいと考える理由を記載すること

2 「あまおう」フェアの開催

- ・フェア参加候補の店舗を下記の様式で一覧記載すること

店舗名	店舗所在エリア	参加確度	備考 （※フェア参加店に適する と考える要素を記載 Ex) グルメサイト格付け 著名ブランド運営 ※端的に表現

- ・なお、参加確度は以下の基準で判定した内容を記載すること
 - 【確約】…企画提案時点で店舗へ打診を実施し、参加意向を確認した状態
 - 【確度高】…企画提案時点で店舗へ打診を実施し、前向きな意向を確認した状態
 - 【確度中】…店舗への打診は未実施であるが、過去に類似する企画で連携した実績があるなど、参加を打診できる条件が整っている状態
 - 【確度不明】…候補店として打診する手段（ルート）は有するが、過去に別企画で打診した実績がない状態
 - 【候補掲載】…候補店としての打診手段（ルート）を今後検討する状態
- ・最終的な開催店舗の想定数を明記すること
 なお、20 店(社)以下の提案は不可とする

3 「あまおう」プレミアムパーティの開催

- ・開催場所（店舗）の候補を 2 つ以上明記し、選定理由とパーティ参加可能人数について記載すること

- ※特定店舗での着席もしくは立食方式でのパーティ開催以外に、独自に企画を提案する場合には、企画概要を記載すること
 - ※同企画はプレミアムパーティ 2 回分のうち 1 回分に限り提案を認め、提案書内で当該箇所が判別できるよう、記載箇所について「独自企画」などの表記を行うこと
 - ※なお、独自規格の有無は審査において加点ないし減点に影響しない
- ・会場に招へいするマスメディア（在京テレビ局、料理情報誌）の候補を記載すること
- ・会場に招へいするインフルエンサーの候補の中から 3 名程度を例として記載し、当パーティの情報発信源にふさわしいと考える理由を記載すること

4 プレミアム「あまおう」販売ブースの設置

- ・設置場所の候補を 2 つ以上明記し、選定理由を記載すること
- ・設置確度について、以下の基準で判定した内容を記載すること
 - 【確約】…企画提案時点で運営主体へ打診を実施し、設置可能との回答を得た状態
 - 【確度高】…企画提案時点で運営主体へ打診を実施し、前向きな回答を得た状態
 - 【確度中】…運営主体への打診は未実施であるが、過去に類似する企画で連携した実績があるなど、設置を打診できる条件が整っている状態
 - 【確度不明】…運営主体に打診する手段（ルート）は有するが、過去に別企画で連携した実績がない状態
 - 【候補掲載】…運営主体への打診手段（ルート）を今後検討する状態

5. 実施体制図

- ・事業実施に際しての体制図を記載すること
- ・体制図においては、担当者名を明記するほか、担当者の役職や所属についても記載すること
- ・なお、当事業は業務内容が多岐に渡ることから、複数の企業間連携が実施されることも想定される
- ・連携する企業が存在する場合には、当該事業者が当事業実施に際してどのような強みを有するかを明記すること。

6 食材の供給体制

- ・食材供給体制の整備を実施するにあたり、具体的に連携する仲卸の情報について記載すること
- ・加えて、食材発注から供給に際して想定される商流についても記載すること

7 情報発信用 web ページの設置

- ・情報発信用 web ページの設置場所について、新設となるか、既存のサイトに紐づけるのかを記載する
- ・新設の場合には、想定される閲覧数と、その根拠について記載すること
- ・既存のサイトに紐づける場合には、紐づける既存サイトの概要と、その閲覧数を記載すること

8 類似事業の受託実績

- ・これまでに受託した類似事業の実績があれば明記すること